

令和8年度 金沢市会計年度任用職員（聴覚障害者手話相談員）採用試験募集要項

1. 採用人員等

区分	業務内容	採用人数
聴覚障害者 手話相談員	福祉と健康の総合窓口の窓口対応業務 特に聴覚に障害がある方の手話での対応、相談等	1名

2. 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 ※面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則4回まで（最長で令和13年3月末まで） ※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項）なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	障害福祉課（金沢市役所第一本庁舎1階）
勤務時間	週29時間 〔例〕6時間（9:00～16:00）×4日 + 5時間（9:00～15:00）×1日 ※休憩時間が60分あります。
休日等	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬 時間額等	報酬月額 162,400円～188,500円（予定） ※報酬月額は学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※再度の任用の際に前年度分の本市の勤務年数を加算します。 (加算には上限があります。 その他、期末手当〔6ヶ月：1.2625月（新規採用者R8年度のみ0.37875月）12ヶ月：1.2625月〕・勤勉手当〔6ヶ月：1.0625月（新規採用者R8年度のみ0.31875月）12ヶ月：1.0625月〕・通勤手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 ※上記報酬等は条例改正等により変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇等）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

3. 受験資格

手話通訳士、石川県登録手話通訳者（一級・二級）または同等の資格を有する方。なお、年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4. 試験日・試験会場・合格発表

試験日	試験会場	合格発表
令和8年2月20日(金)	金沢市役所第1本庁舎3階 301会議室	3月上旬

- ※ 受験資格等を確認するため、書類選考を実施します。
- ※ 集合時間等の詳細については、別途お知らせします。
- ※ 結果については、合否を問わず受験者全員に郵送で通知します。

5. 試験内容

科目	内容	時間
面接	個別面接	15分程度

6. 受験手続

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市会計年度任用職員(聴覚障害者手話相談員)採用試験申込書 ・手話通訳士、石川県登録手話通訳者(一級・二級)または同等の資格を有することを証明する書類のコピー <p>※ 郵送又は持参によること。</p> <p>※ 申込書は市のホームページからダウンロードすることができます。また、・障害福祉課(金沢市役所1階)でも交付します。</p>
提出先	<p>〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市福祉健康局障害福祉課</p> <p>※ 封筒の表に「会計年度任用職員(聴覚障害者手話相談員)申込書在中」と朱書きしてください。</p>
受付期間	<p>令和8年2月13日(金)まで《必着》</p> <p>※ 受付時間は9時から17時45分までとなります。</p> <p>※ 土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。</p>

【注意事項】

- (1) 提出された書類は一切返却しません。
- (2) 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報は、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- (3) 申込書は必ず本人が記入してください。

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

金沢市福祉健康局障害福祉課企画庶務係

TEL : 076-220-2289 FAX : 076-232-0294

Mail : syoufuku@city.kanazawa.lg.jp